

国官運安第205号の2
国自安第148号の2
国自旅第518号の2
国自貨第168号の2
令和5年3月24日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省大臣官房運輸安全監理官

国土交通省自動車局安全政策課長

国土交通省自動車局旅客課長

国土交通省自動車局貨物課長

「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」の
一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達しましたので、了知されるとともに、傘下会員に対し周知徹底方お願いします。

国官運安第205号
国自安第148号
国自旅第518号
国自貨第168号
令和5年3月24日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
關東・近畿 運輸局自動車監査指導部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

大臣官房運輸安全監理官
自動車局安全政策課長
自動車局旅客課長
自動車局貨物課長

「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」の
一部改正について

今般、「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」（平成21年10月16日付け国官運安第156号、国自安第88号、国自旅第163号、
国自貨第95号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正するので、了知するとともに、
自動車運送事業者への周知徹底を図られたい。

なお、本件については、別紙のとおり、関係団体あて通知したので申し添える。